**東京都婦人相談研究会会則**

1. 名称及び組織

　本会は、東京都婦人相談研究会と称し、都内の婦人相談員及び婦人相談担当職員の内、本会の会員名簿に記載された者（以下「会員」という。）をもって組織する。

1. 目的及び事業

　一　本会は、会員互助の連携を密にし、会員の資質等の向上、並びに婦人保護事業の推進を図ることを目的とする。

　二　前項の目的を達するため、婦人保護事業に関する諸問題の調査研究、関連団体等との連携調整、役員会の開催その他必要な事業を行う。

1. 会員

　一　会員は、申込書の提出と会費の支払いをもって会員とする。

　二　退会を希望する会員は、本会に対して、会員候補者の指名、あるいは、所属の各ブロックに会員候補者の指名を一任する旨を通知するものとする。

　三　会員の変更は、退会する会員あるいは各ブロックから指名された会員候補者の承諾

　　を経て、会員名簿が変更された時点で生じる。なお、すでに支払った会費については、

　　会員候補者が引き継ぐものとする。

四　退会を希望する会員であっても、前号の会員名簿の変更がなされるまで、会員として

　　の地位にあるものとする。

1. 総会

　一　本会の定時総会は、毎年会計年度１回開催し、会員の３分の１以上の要望があった時、又は役員会で必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

　二　総会は、会長が招集する。会長は、総会開催日までに、全会員に対して、総会の目的事項等を通知するものとする。

　三　総会の決議は、会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数により行う。

　　　但し、総会に出席できない会員は委任状をもって出席に代えることができる。

　四　会長は、議長として、総会の運営及び議事の執行を行う。

1. 役員

　一　本会の運営の必要上５ブロックに区分し、会員の互選により役員各２名を選出し、役員の互選で会長１名、副会長１名、書記２名、広報２名、会計２名を定める。

　　　但し、第１、第２ブロック役員選出は、各１名とする。なお、病欠、休職などのやむを得ない理由で選出された役員が欠員となる場合は、役員会が再選出する。

　二　会長は会務を処理し、会を代表する。

　　　副会長は会長を補佐し、その任務を代行する。

　　　役員は、会員を代表して会の運営を図る。

　三　役員の任期は、原則として１年とする。

1. 役員会

　一　本会の円滑な運営を図るため、役員会をおく。

　二　役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

　三　役員会は、必要に応じて、本会会員OB等に意見を求めることができる。

1. 委員会

　一　会長は、必要と認める場合、総会の承認を得て委員会を設置し、第二条二の事業を行わせることができる。

　二　前号の承認において、委員会の目的を定めるとともに、委員会の委員長を選任しなければならない。

　三　委員会は、会長の補助機関として活動するものとし、委員会の委員長は、その設置目的も範囲内において、委員会の組織及び運営等一切の権限を有する。

1. 事務局

　本会の事務局は、会長の所属する勤務地に置く。

1. 会費

　本会の会費は、一人年3,000円とする。

1. 決算

　本会の収支決算は、会計年度終了後遅滞なく、総会の承認を得なければならない。

第十一条　会計年度

　本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第十二条　会計監査

　一　本会の収支決算を監査するため、会計監査を2名置く。

　二　会計監査は、総会において全会員中により2名選出する。

　三　会計監査の任期は1年とする。

第十三条　個人情報の取り扱い

　本会が会員から取得する個人情報は、第二条一に定める目的のみに使用するものとし、個人情報の取り扱い等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に定めるところによる。

第十四条　会則

　一　本会則の改正は、総会において会員の過半数の承認をもって行う。

　二　本会則で定めのない事項は、役員会で協議の上、決定する。

付則　この規約は、昭和62年4月16日から施行する。

付則　この規約は、平成元年5月19日から施行する。

付則　この規約は会則とし、平成2年5月16日から施行する。

付則　この規約は会則とし、平成26年4月25日から施行する。

付則　この規約は会則とし、平成28年4月22日から施行する。

付則　この規約は会則とし、平成30年4月20日から施行する。